

第6章

他機関との連携

6. 1 岐阜大学、土木研究所との人材育成及び研究協力に関する協定

- 1) 「社会基盤のメンテナンスに係る地域人材育成に関する協定」を国立大学法人岐阜大学社会資本アセットマネジメント技術研究センター、独立行政法人土木研究所構造物メンテナンスセンターと締結した。(平成 20 年 11 月 28 日)
- 2) 「社会基盤のメンテナンスに係る研究協力に関する協定」を国立大学法人岐阜大学社会資本アセットマネジメント技術研究センターと締結した。(平成 20 年 11 月 28 日)

6. 2 九州道守会議との連携

第 5 回道守長崎会議（平成 20 年 10 月 18 日開催）および道守九州会議交流会道づくし in 鹿児島（平成 20 年 11 月 28 日開催）にて話題提供し、平成 21 年 3 月 5 日九州道守会議に正式に加入した。

付録資料

ページ

資料 6-1	社会基盤のメンテナンスに係る地域人材育成に関する協定書	6-5
資料 6-2	社会基盤のメンテナンスに係る地域人材育成に関する協定資料 (CAESAR 資料より)	6-8
資料 6-3	社会基盤のメンテナンスに係る研究協力に関する協定書	6-9
資料 6-4	道守長崎通信創刊号 (平成 20 年 11 月)	6-12

社会基盤のメンテナンスに係る
地域人材育成に関する協定書

平成20年11月28日

国立大学法人 岐阜大学

社会資本アセットマネジメント技術研究センター

国立大学法人 長崎大学

工学部インフラ長寿命化センター

独立行政法人 土木研究所

構造物メンテナンス研究センター

社会基盤のメンテナンスに係る地域人材育成に関する協定書

岐阜大学社会資本アセットマネジメント技術研究センター（以下、甲という。）と長崎大学工学部インフラ長寿命化センター（以下、乙という。）および土木研究所構造物メンテナンス研究センター（以下、丙という。）は、地域における社会基盤の維持管理の充実を図り、もって地域の再生・活性化に寄与するために、地域人材育成に係る活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙は、地域における社会基盤の維持管理の充実を図り、もって地域の再生・活性化に寄与するために、岐阜・長崎両県における人材育成に係る活動について、相互に緊密な協力を行うものとする。

（協議会の設置）

第2条 本協定に定める事項を円滑に進めるため、地域人材育成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、甲、乙の教員および丙の職員からなる委員若干名をもって構成する。
- 3 協議会は、地域人材育成協力に係る重要事項を協議する。
- 4 協議会の細則については甲、乙、丙が協議の上、協議会で決めるものとする。

（協力方法）

第3条 本協定に基づく協力の内容は以下の通りとする。

- 一 地域の人材育成に関すること
- 二 技術情報の交流に関すること
- 三 共同研究の実施に関すること

（人材育成）

第4条 甲、乙、および丙は、甲および乙が実施する地域再生人材育成事業に互いに協力するものとし、各々の研究者、及び保有する設備、施設および技術等を、地域の人材育成のために相互に提供することに努めるものとする。

- 2 甲、乙、および丙は、各々が保有する人材育成に関する成果及びその他の有益な情報を相互に提供するものとする。
- 3 第4条第1項および第2項の実施のために必要な手続き、条件等については別に定めるものとする。

（技術情報の交換）

第5条 甲、乙、丙は、第3条第1項第二号を実施する場合は、各々が有する研究成果及びその他の有益な技術情報を相互に提供するものとする。

- 2 前項による技術情報の交換は、適宜、研究交流会の開催等により行うものとする。

（共同研究の実施）

第6条 甲、乙、丙は、第3条第1項第三号を実施する場合は、別途契約を結び、研究内容、成果の取り扱い、研究機器等の使用、工業所有権等知的所有権、研究経費の取り扱い等について個別に協議して定めるものとする。

(その他)



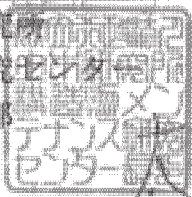
第7条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合、または本協定に定めるものの他、必要な事項を定める場合は、甲、乙、丙が協議の上、協議会の承認後、処理するものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、いずれかより申し出がないときは、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

以上の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有する。

平成20年11月28日

甲	国立大学法人 岐阜大学 社会資本アセットマネジメント技術研究センター センター長 八嶋 厚	 <u>八嶋 厚</u>
乙	国立大学法人 長崎大学 工学部長 茂地 徹	 <u>茂地 徹</u>
丙	独立行政法人 土木研究所 構造物メンテナンス研究センター センター長 大石龍太郎	 <u>大石 龍太郎</u>

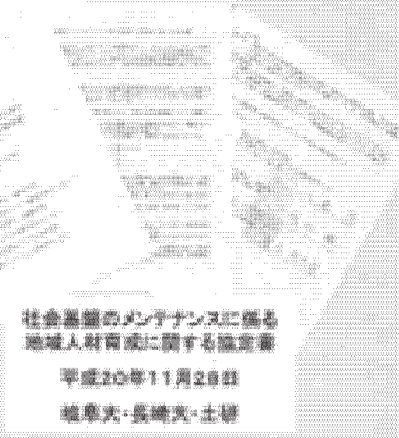
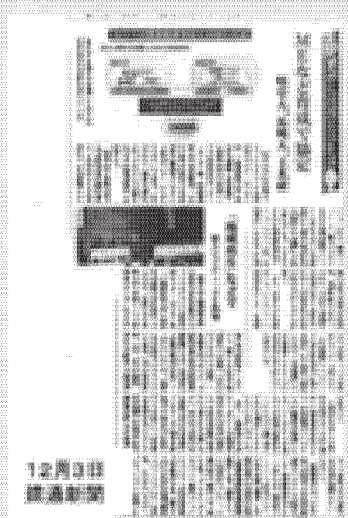
現場技術者への技術移転 — 地方の技術者育成支援 —



今後急速に高齢化していく我が国の道路橋を適切に管理していくためには、技術開発と共に、現場で実務にあたる技術者の育成も急務です。このため、CAESARでは他機関で行われている研修への協力に加え、現場技術者を受け入れともに問題解決にあたることにより、技術移転を進めて参ります。



去る11月28日、CAESARは、岐阜大学の社会資本アセットマネジメント技術研究センター、および、長崎大学のインフラ長寿命化センターと、「社会基盤のメンテナンスに係る地域人材育成に関する協定書」を締結しました。両大学で20年度からそれぞれ始められた地域再生人材育成事業に互いに緊密に協力することにより、より効果的な人材育成にしていくことを目指しています。



社会基盤のメンテナンスに係る
研究協力に関する協定書

平成20年11月28日

国立大学法人岐阜大学

社会資本アセットマネジメント技術研究センター

国立大学法人長崎大学

工学部インフラ長寿命化センター

社会基盤のメンテナンスに係る研究協力に関する協定書

岐阜大学社会資本アセットマネジメント技術研究センター（以下「岐阜大学」という。）と長崎大学工学部インフラ長寿命化センター（以下「長崎大学」という。）は、社会基盤のメンテナンスに係る学術及び科学技術の発展に寄与するために相互の研究交流を促進するとともに、人材育成の一層の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 両大学は、学術及び科学技術の発展に寄与するとともに、人材育成の一層の充実を図るため、相互に緊密な研究協力を行うものとする。

（研究協力協議会の設置）

第2条 本協定に定める事項を円滑に進めるため、研究協力協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、両大学の教員からなる委員若干名をもって構成する。
- 3 協議会は、研究協力に係る重要事項を協議する。
- 4 協議会の細則については、両大学で協議の上、協議会で決めるものとする。

（研究の協力方法）

第3条 本協定に基づく協力の内容は以下の通りとする。

- 一 研究者の交流に関すること
- 二 技術情報の交流に関すること
- 三 人材の育成に関すること
- 四 共同研究の実施に関すること

（研究者の交流）

第4条 岐阜大学は、前条第一号を実施する場合には、長崎大学と協議の上、長崎大学の教員を研究協力者として依頼することができる。

- 2 長崎大学は、前条第一号を実施する場合には、岐阜大学と協議の上、岐阜大学の教員を研究協力者として依頼することができる。
- 3 本条第1項及び前項の研究協力者の施設の利用、服務、便宜の供与等については別に定めるものとする。

（技術情報の交換）

第5条 両大学は、第3条第1項第二号を実施する場合は、各々が有する研究成果及びその他の有益な技術情報を相互に提供するものとする。

- 2 前項による技術情報の交換は、適宜、研究交流会の開催等により行うものとする。

（人材の育成）

第6条 両大学は、互いに人材の育成に協力するものとし、互いに設備、施設を若手研究者及び学生の教育研究に提供することに努めるものとする。

- 2 前項の実施のために必要な手続き、条件、成果の取り扱い等については別に定めるものとする。

（共同研究の実施）

第7条 両大学は、第3条第1項第四号を実施する場合は、別途契約を結び、研究内容、

成果の取り扱い、研究機器等の使用、工業所有権等知的所有権、研究経費の取り扱い等について個別に協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合、または本協定に定めるものの他必要な事項を定める場合は、双方が協議の上、処理するものとする。

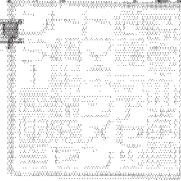
(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、いずれかより申し出がないときは、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

以上の証として、本協定書2通を作成し、双方が各1通を保有する。

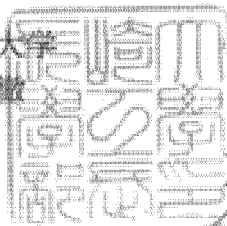
平成20年11月28日

国立大学法人 岐阜大学
社会資本アセットマネジメント技術研究センター
センター長 八嶋 厚

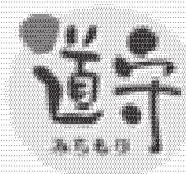


八嶋 厚

国立大学法人 長崎大学
工学部長 茂地 徹



茂地 徹



道守長崎通信

創刊号
平成20年11月

道守長崎会議HP <http://www.michimori.com/nagasaki/index.html>

日頃から、道路の清掃・美化活動、道路のパトロール、道路に関する様々な問題の改善等にご協力・ご尽力いただき、ありがとうございます。

この度、道守会員の皆様の活動を広く紹介するために、「道守長崎通信」を発行することになりました。日頃から積極的に活動されている団体の取り組みを「道守長崎通信」で紹介し、会員同士で刺激し合って、より良い活動につながってほしいです。

なお、道守活動の情報を随時募集しておりますので、事務局までご連絡ください。

第5回道守長崎会議総会

平成20年10月18日（土）、長崎市立図書館で第5回「道守長崎会議」総会を開催しました。総会には県内各地の道守会員のほか、大学関係者、地元誌編集者など約60名が出席しました。

第1部の会議では、道守長崎会議の活動報告、九州一環状ルート一斉清掃の協力呼びかけ、みちづしin鹿児島への参加呼びかけ、NPO法人道守長崎の設立報告などを話し合いました。

第2部では、「距離づくり屋台村」という情報交流会を開催しました。長崎県内5ブロックの屋台のほか、長崎大学道守屋台、長崎県庁風景街道屋台などが出店し、それぞれパネルや資料を用い、活動報告や事例紹介など白熱したお国自慢が行われました。見事、熱戦を制し優勝したのは、総勢14名にものぼる皆さんで活動自慢を行った西海地区ブロック屋台でした。

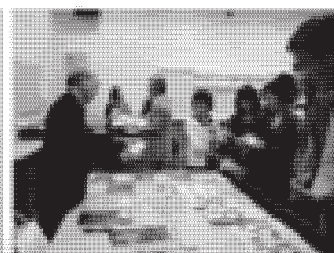


<第1部 会議の様相>

<第2部 「距離づくり屋台村」の様子>



「西海地区からは、生ゴミからリサイクルした屋根で栽培した野菜を持ってきて頂きました。皆さん興味津々で話を聞かれていました。西海地区に一票を投じた参加者には、新鮮な野菜をプレゼントして頂きました。



夢園春の皆さん、各ブロックの取り組みを聞き取られていました。一



★参加者全員で記念撮影★